

2 時価の算定に関する会計基準の公表及びそれに伴う法令改正

【改正の概要】

(1) 時価算定会計基準等の公表

我が国においては、金融商品会計基準等において、公正価値に相当する時価（公正な評価額）の算定が求められているものの、これまで算定方法に関する詳細なガイダンスは定められていなかった。一方、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めている（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」）。

これらの状況を踏まえ、企業会計基準委員会は、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して国際的な会計基準との整合性を図る取組みに着手し、令和元年7月4日に時価算定会計基準、金融商品会計基準、棚卸資産会計基準、時価算定適用指針等を公表した。

時価算定会計基準は、令和3年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することとされている（時価算定会計基準16）。

ただし、令和2年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができることとされたほか、同年3月31日以後終了する事業年度における年度末に係る個別財務諸表から適用することができることとされている。なお、これらのいずれかの場合には、金融商品会計基準及び棚卸資産会計基準についても同時に適用することとされている（時価算定会計基準17）。

(2) 時価算定会計基準等の内容

これらの会計基準において、「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいうこととされている（時価算定会計基準5、金融商品会計基準6、棚卸資産会計基準4ただし書）。

時価は、直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格（資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格）であり、入口価格（交換取引において資産を取得するために支払った価格又は負債を引き受けるために受け取った価格）ではないとされている（時価算定会計基準31(2)）。

同一の資産又は負債の価格が観察できない場合に用いる評価技法には、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にすることとされている（時価算定会計基準31(3)）。

また、上記のような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されないことから、金融商品会計基準について、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の定めが削除されている。

ただし、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱いとされている（金融商品会計基準 19、81-2）。

これにより、これまで時価を把握することが極めて困難であるとして、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としていたもののうち、市場価格のない株式等に含まれないものについては、時価をもって貸借対照表価額とすることとなる。

(3) 時価算定会計基準の制定に伴う法令改正

時価算定会計基準の制定に伴う金融商品会計基準等の改正を踏まえ、法人税法においても、売買目的有価証券及び短期売買商品等（暗号資産を除く。）の時価法により評価した金額が企業会計における時価と同様とされる等の改正が行われた。具体的には、以下のとおり法令改正が行われた。

イ 売買目的有価証券の時価評価金額

(イ) 市場有価証券（取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券及びその他価格公表有価証券をいう。）について事業年度終了の日における公表最終価格がない場合の時価評価金額は、直近公表最終価格に基づき合理的な方法により計算した金額とすることとされた（令 119 の 13①一～三）。

(ロ) 上記(イ)の市場有価証券以外の有価証券（株式又は出資を除く。）の時価評価金額は、その有価証券に類似する銘柄の有価証券について公表された事業年度終了の日における最終の売買の価格又は利率その他の指標に基づき合理的な方法により計算した金額とすることとされた（令 119 の 13①四）。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の合理的な方法により計算した金額について、その方法を採用した理由その他その計算の基礎となる事項を記載した書類を保存しなければならないこととされた（令 119 の 13②）。

ロ 短期売買商品等の時価評価金額

(イ) 短期売買商品等（暗号資産を除く。）について事業年度終了の日における公表最終価格がない場合の時価評価金額は、直近公表最終価格に基づき合理的な方法により計算した金額とすることとされた（令 118 の 8 ①一）。

(ロ) 上記(イ)の合理的な方法により計算した金額について、その方法を採用した理由その他その計算の基礎となる事項を記載した書類を保存しなければならないこととされた（令 118 の 8 ②）。

ハ デリバティブ取引に係るみなし決済損益額を算出する場合において、法人税法施行規則第 27 条の 7 第 3 項各号《デリバティブ取引》の合理的な方法によったときには、その方法を採用した理由その他その計算の基礎となる事項を記載した書類を保存しなければならないこととされた（規 27 の 7 ④）。

ニ 上記イに伴い、有価証券の評価損が損金算入される物損等の事実の範囲について、「その有価証券の価額が著しく低下したこと」が物損等の事実となる有

価証券は、上記イ(イ)及び(ロ)の有価証券(企業支配株式を除く。)とされた(令 68①二イ)。また、企業会計と同様に、売買目的有価証券については、「その有価証券の価額が著しく低下したこと」が物損等の事実から除外され、「その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したこと」及びこれに準ずる特別の事実のみが物損等の事実とされた(令 68①二)。

ホ 貸倒引当金の対象となる金銭債権に債券に表示されるべき権利が含まれないことが明確化された(法 52①)。